

令和8年度 第1回 埼玉県少子化対策協議会議事録

日時:令和8年7月7日

10:00~11:30

方法:Teams

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部 こども政策局長

本日は、お忙しいところ、令和8年度第1回埼玉県少子化対策協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃より、本県の少子化対策や子育て支援施策に御理解と御協力を賜り、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、こども政策にかかる国の動きに目を向けますと、今年度から「こども誰でも通園制度」を開始したほか、12月には「こども性暴力防止法」の施行が予定されております。

こども政策への県民の関心は、引き続き高いものと感じております。

市町村の皆様におかれましては、「こども性暴力防止法」にかかる事業者情報の一括登録に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

県では、引き続き「こどもまんなか社会」の実現に向け、「埼玉県こども若者計画」に基づき、様々な取組を進めてまいっておるところでございますが、本日は県が行うこども・子育て支援事業等についての説明や情報共有をさせていただきたく存じます。

また、こどもを産み育てやすい環境づくりには、働き方の見直しなども重要であることから、県の雇用担当部局より、県が行う働き方改革推進の取組についても御紹介させていただきます。

本日の機会を通じて、市町村の皆さんと課題意識を共有し、今後の県民サービスの一層の向上に努めていきたいと考えております。

市町村の皆様におかれましても、積極的に御意見や御質問をいただきますとともに、本日の情報を持ち帰り、関係する各所属に情報共有をしていただくことで、より良い施策の検討や取組を進めていただけますと幸いです。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

議題(1)令和8年度における少子化対策協議会の運営について

こども政策課 政策推進担当主幹から説明

説明資料:資料1

少子化対策協議会の運営について御説明をさせていただきます。

埼玉県少子化対策協議会は、埼玉県と県内市町村が連携し、少子化対策を検討することを目的として、毎年開催をしております。

今年度につきましても、今回が第1回になりますが、3回程度の実施を予定しております。皆様お忙しいこととは存じますが、御出席につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

また、特定事項の調査・検討を行う場としてワーキンググループも設置しております。

令和7年度は「子育て支援ワーキング」「結婚新生活支援事業ワーキング」の2つのワーキンググループを設け、それぞれのワーキンググループで検討した内容について、協議会にフィードバックいただきました。

今年度のワーキンググループは「結婚新生活支援事業ワーキング」の開催を予定しております。

このほかのワーキングにつきましては、設置も含め現在の時点では未定ではございますが、開催することがありましたら、あらためて御案内させていただきたいと考えておりますので、その際にはどうぞ御協力よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

議題(2)こどもの居場所づくりにおける国庫補助事業の活用について

こども支援課 こどもの居場所担当主幹から説明

説明資料:資料2 p.1

こどもの居場所づくりに関する指針では、市町村は、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する、と規定されているところです。

こどもの居場所づくりの推進については、こども家庭庁の国庫補助が活用できますので、御紹介いたします。

まずは、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」でございます。

こちらの事業は、事業の概要欄にありますとおり、「地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織運営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行うもの。」とされているところであり、コーディネーターは居場所に関する地域資源の把握や関係機関のネットワーク形成などを行うこととされております。

補助率は国1/2、市町村1/2になっております。

説明資料:資料2 p.2

次に「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」でございます。

いくつかメニューがありますが、こどもの居場所づくりに関するものとしては、こどもの居場所の状況を把握するための実態調査ですとか、ポータルサイトや居場所マップの作成など、幅広く活用できるものとなっております。

また、NPO等と連携した居場所づくり支援事業(モデル事業)では、早朝のこどもの居場所づくりでも活用することが可能となります。

補助率等については、実施主体等欄にそれぞれ記載のとおりとなります。

また、事前に「NPO等と連携した居場所づくり支援(モデル事業)」について、「民間団体の場合には『全国展開しているオンラインの居場所に限る』との条件が付されているが、これはどのような事業を想定しているのか」との御質問をいただきましたので、この場で回答させていただきます。

こちらは、こどもが地理的な制約を受けることなく利用できることを想定した事業を想定しております。

令和6年度には複数の都道府県に跨り、不登校生と教育系大学生をオンラインで繋ぐ「心の居場所づくり」事業をNPO法人が実施しています。このような「オンラインの居場所」が地理的な制約を受けることなく利用できることを想定した事業の例となっております。

説明資料:資料2 p.3

最後に「地域こどもの生活支援強化事業」でございます。

こちらにもいくつかメニューがありますが、こどもの居場所づくりでよく活用される事例としては、こども食堂などのこどもの居場所の立上げ支援や運営支援として、一定額の助成金を出す事業などに活用している市町村が多く見受けられます。

また、「イ 長期休暇期間集中実施型」は今年度から新たに、「ウ 体験・交流・学習支援提供型」は今年度拡充されたものになります。

「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の交付申請は終了しておりますが、昨年度は8月に追加募集があったため、今回御紹介させていただきました。

追加募集があった際には、御案内いたしますので、その際には御活用を御検討いただき、こどもの居場所づくりの推進に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

また、「地域こどもの生活支援強化事業」については、県への交付申請の提出期限を7月9日(木)までとさせていただきます。引き続き御活用を御検討ください。

本県としても、こどもの居場所を始めたいと考える人に対してアドバイザーを無償で派遣するなど、皆様と一体となって、居場所づくりの推進に取り組んでまいります。

議題(3)放課後児童対策について

こども支援課 放課後児童クラブ担当主幹から説明

本県の放課後児童クラブの状況につきまして、説明を申し上げます。

本県では、令和7年5月1日現在、放課後児童クラブ 2,166 単位、これは前年度比 54 支援単位の増でござ

ざいます。登録児童数 85,684 人、前年度比 2,897 人の増です。待機児童数 1,681 人、これは前年度比 451 人の減でございます。

放課後児童クラブ数、登録児童数ともに過去最高を更新しているものの、待機児童数は減少に転じまして、これも各市町村の皆様の取組のおかげだと考えております。ありがとうございます。

ただ、依然として待機児童数については全国2位の水準でありまして、引き続き、待機児童の対策を行う必要があります。

放課後児童クラブの運営費や整備費に関する補助金については、例年どおり実施いたします。

本日の少子化対策協議会では、近年の新規事業についてお話をさせていただきます。

説明資料:資料3-1

「放課後居場所緊急対策事業」の資料を御覧ください。

本県では令和6年度から実施しております。

本事業は上段事業の目的にあるとおり、放課後児童クラブの利用申込をしたにもかかわらず、利用できない児童、いわゆる「待機児童」の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として行われている事業です。

具体的には、待機児童が 10 人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブなどに専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り活動を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業です。

緊急的な待機児童対策として、放課後児童クラブとは違う形で受け皿を確保するものもございます。

事業の概要につきましては、資料3-1の中段、「事業の概要」及び下段「実施主体等」を御覧いただきまして、詳細については本日割愛させていただきます。

この事業は、令和7年度は3市で活用していただいております、令和8年度は2市で活用していただく見込みです。

一度家に帰らず、ランドセルを持ったまま児童館に来る、いわゆる「ランドセル来館事業」も活用できるようなので、放課後児童クラブの待機児童が 10 人以上いる市町村におかれましては、ぜひ活用の検討をお願いいたします。

説明資料:資料3-2 p.1

「放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業」について御説明を申し上げます。

こちらは国で令和6年度補正予算により立ち上げられて、令和7年度に予算が繰り越されました「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」の後継事業です。

令和8年度につきましても、埼玉県への交付が決定しました。

中段「事業の概要」にありますとおり、この事業は放課後児童クラブの待機児童を解消する目的で、新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進するための事業です。

説明資料:資料3-2 p.2

本事業を活用して、今年度埼玉県で実施する予定の事業をまとめたものでございます。

大きく分けて3つ行います。

1つ目は「民間事業者へのアンケートの実施」です。こちらは塾やスポーツクラブ以外にも、放課後児童クラブへの参入に興味がある、もしくは検討している業種がないか把握するため、民間事業者に対して放課後児童クラブへの参入に対する意識等を調査いたします。この事業で想定している民間事業者は、公立の放課後児童クラブの運営を受託するものではなく、民設民営として放課後児童クラブの運営を行っていただくことを想定しており、放課後児童クラブを運営できる可能性のある事業者を幅広くピックアップして調査を行う予定です。

2つ目は「民間事業者参入実践動画」の作成です。こちらは既存の事業者の協力を得ながら、実際の放課後児童クラブの運営に関する動画を作成し、放課後児童クラブに参入を検討している事業者や参入を決定した事業者に対して、より実践的な運営を理解してもらうものです。

今後、取材させていただく放課後児童クラブを選定する際、市町村の皆様方にお伺いすることもあると思っておりますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

3つ目は「既存事業者による説明会・見学会の実施」でございます。これは放課後児童クラブへの参入を検討している事業者に対して、既存事業者の協力を得て説明会及び見学会を実施します。

こちらも見学させていただく放課後児童クラブの選定の際、市町村の方にお伺いすることもありますの

で、御協力をお願いいたします。

説明資料:資料3-3

このほか昨年度に引き続きまして、放課後児童クラブの就職フェアを開催いたします。

こちらは市町村様を通じまして、各事業者に出展希望の案内をお送りしており、募集中です。9月6日が熊谷市、9月13日が川越市、9月27日がさいたま市、10月11日が川口市、11月15日が越谷市となっております。

また、通知のとおり、出展者の募集に加えまして、市の広報誌や市の公式 SNS 等で発信するなど、就職フェアの広報につきましても、ぜひ御協力をいただきたいと思います。

出展者の募集が今週末で締め切りですので、ぜひ御応募をお待ちしております。

また、昨年度、県で作成しました、放課後児童支援員のお仕事の魅力発信動画につきましても、取材させていただいた市町村様には本当にお世話になりました。放課後児童支援員だけでなく、放課後児童クラブの雰囲気や伝わる動画になっていると好評いただいています。

市町村の皆様にはぜひ御覧いただきまして、紹介できる機会がありましたら、ぜひ放映をよろしくお願いいたします。

説明は以上になりまして、続きまして、事前にいただきました御質問にお答えしたいと思います。

ふじみ野市様からいただきました、「各市町村の放課後児童クラブの登録児童数の実績を示してください」ということでございますが、お答えは、各市町村の放課後児童クラブの登録児童数につきましては、令和7年5月1日時点の情報につきまして、こども支援課のホームページで公開しております。

また、令和8年5月1日の登録児童数については、例年1月頃に実施する県設備運営状況調査を行ったのちに掲載を予定しております。

もう一つ、御質問いただいています。桶川市様からの「日本版 DBS の導入が本年12月25日からとなっておりますが、県内市町村の放課後児童クラブでの検討導入状況を御存知であればお聞きたい。また、DBS 利用に際して、市町村でも利用に伴い、利用費や登録費が発生するのであれば、予算措置をしなければならぬと考えるが、国の考え方を御存知であればお聞きたい」ということでございます。

前段の回答ですが、県内各市町村の放課後児童クラブでの日本版 DBS への利用登録状況につきましては、県では特に把握しているという状況はありません。

また、後段ですが、手数料につきましては、こども性暴力防止法ガイドラインの94ページに詳しく記載がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

議題(4)令和8年度新規事業「共同親権相談支援事業」について

こども政策課 手当・ひとり親支援担当主幹から説明

説明資料:資料4

今年度4月から新たにスタートした共同親権相談支援事業について御説明をさせていただきます。

この4月施行の民法改正によりまして、共同親権の導入・養育費の先取特権の導入などが決まりました。

このような流れの中でひとり親の方に安心して生活していただけるように新規事業を立ち上げさせていただきました。

共同親権につきましては、同居していない・今は親権を持っていない親でも子育ての責任を等しく負うという観点から、共同親権を請求できる、これは合意がなければ、家庭裁判所に、裁判を起こして調停の申し立てをできるという制度でございます。

このような中、DV等の理由で離婚されたひとり親の方は、大変不安に思われるのではないかとということから、相談事業をまず立ち上げさせていただきました。

ひとり親福祉連合会の方に委託をいたしまして、すでに専用電話の開設も進んでおります。

団体の事例に詳しい相談員が、まずは御相談を受けさせていただきまして、必要であれば、弁護士さんの相談に繋ぐという制度となっております。

対象といたしましては、政令市・中核市を除いた市町村にお住まいの方を対象とさせていただきます。

政令市・中核市におかれましては、既に相談事業に力を入れておられまして、ホームページ等でも告知をされているのは拝見いたしまして、今回どうしても必要なところからということで、政令市・中核市以外の市町村を対象とさせていただきます。

もう一つ、養育費の先取特権の導入についてですが、そもそも養育費を取るにあたりましては、公正証書

など公的な証明書が必要というのがいまままでの制度でございました。

今回の改正によりまして、8万円という額までであれば、公正証書でなくても、合意書といった私的な文書でも対応可能となりました。そして2万円という額であれば、そういった合意書がなくても、家庭裁判所に申し立て、裁判を起こして取り立てることが可能となっております。

そのための弁護士費用といたしまして5千円を上限として3回まで、裁判費用等として15万円を上限として支援を行うことといたしております。

これにつきましては、対象となるのは町村部にお住まいの方ということになります。各市におかれまして、母子家庭等総合対策補助金の方で、国から直接補助金をもらうことが可能でございますので、それぞれの支援制度を立ち上げていただければというところでございます。

こちらにつきましても、相談業務と同じく、ひとり親福祉連合会に請求書等の受付と審査などは委託してございますので、窓口はそちらとなります。

このような取り組みによりまして、ひとり親家庭の親御さんの不安の解消、また、強制執行により、養育費の取立てができるということで、生活の安定が図られるということで、開始しております。

議題(5)地域少子化対策重点推進交付金について

こども政策課 こどもまんなか担当主幹から説明

説明資料:資料5 p.1

こども家庭庁の「地域少子化対策重点推進交付金」について説明します。

都道府県及び市町村の少子化対策の推進に資する取組に対する国庫補助金となっており、「地域少子化対策重点推進事業」と「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(旧結婚新生活支援事業)」の2本立てで構成されています。

地域少子化対策重点推進事業は「ライフデザイン・結婚支援重点推進事業」、「結婚支援コンシェルジュ事業」、「結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業」のメニューがあり、資料に記載されているような自治体の事業が対象です。

説明資料:資料5 p.2

2ページ目に、令和7年度からの主な変更点について整理してあります。お時間があるときに、御確認をいただければと思います。

説明資料:資料5 p.3

「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」は、ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が行う家賃、引越費用等を補助する取組を支援するものです。

経済的な理由により結婚に踏み出せない方々を支援することを目的としており、夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯を対象に、60万円を上限に補助を行います。

これまでは「結婚新生活支援事業」という名称でしたが、今年度から「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」という名前に変更となりました。

また、新婚世帯が、ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に係る相談、共家事・子育て講座のいずれかを受講するという要件が新たに追加されています。

「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」には、都道府県主導型市町村連携コースと一般コースの2つのコースがあり、連携コースに参加した場合は、市町村への補助率が2分の1から3分の2へ嵩上げとなります。

埼玉県は連携コースの要件を満たしているため、県内の市町村は連携コースに参加することが可能です。

説明資料:資料5 p.4

今年度も、令和7年度と同様に連携コースの事業として、「オンラインによる結婚相談・伴走型支援」と「結婚支援コンシェルジュ」を実施しています。2つの事業を通じて、「SAITAMA 出会いサポートセンター(恋たま)」のサービスの充実を図ります。

連携コースに参加している市町におかれましては、相談会の実施、ボランティアの選定、選定したボランティアの研修受講、ボランティアによる相談、事業の広報等を実施していただく必要がございますので、御協力をお願いします。

本年度の都道府県主導型市町村連携コースの実施要件については、こども家庭庁から情報が入りましたら、速やかにお伝えする予定です。

本事業は経済的な不安の軽減による少子化対策を主目的としております。県民の方から「〇〇市、〇〇町では結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの補助金は支援していないのですか」との、県庁あての問い合わせも多く受けております。結婚をしようという若い世代への経済的支援は、移住・定住促進の観点からも有効ですので、ぜひ積極的な活用を御検討いただければと思います。

こども家庭庁及び県の予算枠次第ではありますが、今年度の申請事業の追加・変更についても受け付けております。不明な点がございましたら、こども政策課こどもまんなか担当まで御相談ください。

議題(6)令和8年度 出会い・結婚支援事業について

(20 代限定！恋たま利用登録料無料キャンペーン、若者出会い応援事業)

こども政策課 こどもまんなか担当主幹から説明

説明資料:資料6 p.1

県では令和8年度の新規事業として、若者の出会い応援事業を実施します。

この事業は、未婚者の約5割にあたる結婚したいと思いつつも、相手を見つけるための行動をしていない方に対して、出会いや結婚に向けて一歩踏み出すきっかけとなる取組を実施するものです。

(1)のインターネット広告等を活用した情報発信では、相手を見つけるための行動をしていない理由に応じて共感できる情報などを発信し、出会いへの関心を引き出します。

(2)の出会い交流イベントでは、結婚相手探しが主な目的となる婚活イベントのような堅苦しいものではなく、もっと気軽に自然体で参加できるように、市町村の皆様に企画段階から関わっていただき、それぞれの地域の魅力を最大限に活用していきたいと考えています。

令和8年度は、所沢市、行田市、さいたま市での計3回のイベントの実施を予定しています。

説明資料:資料6 p.2

SAITAMA 出会いサポートセンター(通称「恋たま」)では 20 代限定の利用登録料無料キャンペーンを実施しております。

「恋たま」では令和3年度から5年連続で 100 組を超える成婚実績が出ており、この度、「恋たま」における成婚退会組数が 700 組を突破したことからそれを記念し、700 人の利用登録料を無料にする本キャンペーンを実施することになりました。

これらの事業を通じて、若者が結婚を早い段階から意識するきっかけを提供し、SAITAMA 出会いサポートセンターの活性化も図っていききたいと考えております。

議題(6)に対する質問

恋たま登録料無料キャンペーンは、未婚化晩婚化が進む中、何故 20 代限定なのでしょう？全世代対象では駄目なのでしょう？

回答

晩婚化が進む中、婚活はまだ早いと感じる 20 代の方が多くいらっしゃると思いますが、平均初婚年齢は上昇している一方で、国のデータでは、最も多くの方が結婚している年齢層(最頻値)は 20 代となっております。そのため、20 代の方を無料とすることで、早い段階から婚活サービスに触れていただきたいと考えているところです。

また、「恋たま」の年齢の内訳を御覧いただくとわかりますが、30 代の方が年々増加してきております。こうした状況を踏まえ、20 代の方に早めに「恋たま」に御参加いただき、早い段階から結婚について意識していただきたいという趣旨から、20 代無料キャンペーンを実施したところです。

議題(7)埼玉県の働き方改革推進施策について

雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当主幹から説明

説明資料:資料7

私ども働き方改革推進担当と申しまして、県内企業の働き方改革の取組を支援し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりを推進するという役割を担っております。男性の育休取得推進や仕事と育児等の両立支援などを所管しておりますことから、県が、共働き・子育てを推進していく上での、産業労働部門におけるカウンターパートとしての位置づけになってまいりますので、以後、お見知りおきいただけますと幸いです。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明の方に移らせていただきます。資料7を御覧ください。

埼玉県の一環として、働き方改革推進の取組のうち、男性育休と両立支援に関するものをまとめました。

左側から順番に御説明をまいります。

まず、「働き方改革セミナー」でございます。企業の経営者層や、人事担当者の方を主な対象として、毎年テーマを変えて複数回実施しております。

男性育休につきましては、毎年必ず取り上げておりまして、男性の育休取得推進の意義ですとか、誰もが働きやすい職場づくりのポイントについての講義のほか、先進企業の事例紹介、パネルディスカッションもございます。

Zoomによるオンラインの開催となっております。後日アーカイブ配信も行っております。こちらは3月の中旬まで御覧いただけます。

今年度もちょうどこれからの時期、8月7日(金)に、第2回の「男性育休」に関するテーマのセミナーを実施いたします。事前申込が必要になりますが、市町村の方ももちろん御覧いただけますので、御興味ございましたら是非お声かけください。もしくは、ホームページで「埼玉県働き方改革セミナー」と検索していただくと、御覧いただけます。

次に「企業へのアドバイザー派遣」でございます。こちらは社会保険労務士などの専門家を企業に派遣させていただいて、企業が抱える個別課題の解決を支援するものです。

就業規則など規程まわりの整備や、あるいは周りの従業員の理解や納得感、こういったものがかなり重要になってくるのですが、こういったものを引き出すための仕組みづくり。こういったものを企業さんのニーズに合わせて最大5回まで派遣を受けることができます。

また、男性の育休取得の機運の醸成のために「男性育休推進宣言企業」を募集しております。

これは男性育休の取得を推進したいという企業様を登録して、企業が宣言した内容を県のホームページで紹介するもので、宣言内容としては、「仕事と育児の両立ができるよう、パパを応援する会社を目指します！」など、企業様の意気込みに応じて様々となっております。

宣言いただいた企業様には、ポスターやオリジナルデザインのトートバッグなどのPRグッズをお渡ししております。

次に「男性育休推進員」。こちらは、これから男性が育休を取得しやすい職場づくりに取組みたい企業に対して、先輩である既にそういった実績がある企業の人事の方などからアドバイスを行っていただく制度です。

男性育休の取得までに行ったこと、スケジュール、取組にあたっての工夫や苦労したこと、取得したことによる効果などを、具体的なエピソードも交えてお話しいただいております。

次にその下、労働者の方向けの支援としては、「仕事と生活の両立支援相談窓口」を実施しております。

子育てとの両立の中で、仕事の継続にどうしてもお悩みになることがあります。そういった方を対象に相談員が電話などでお答えしたり、あるいは必要なサービス、市町村で行っている別のサービスの提供窓口を御案内したり、役立つ情報を提供するものです。

相談員は、民間企業で人事・労務の業務に従事した経験や、国の労働相談業務の勤務経験がある方が相談を担当しております。

こちらは労働者向け相談という括りにはしていますが、そういった従業員の方を抱える企業様向けに職場研修を実施したり、セミナーによる普及啓発でアドバイザーとして派遣して、具体的なフォローなども行っております。

こちらについて市町村の皆様にはお願いですが、資料にありますとおり、昨年度から隔週の火曜に19時までの夜間相談を開始しましたが、私どもの力不足もあって、未だに周知が行き渡っていない状況でございます。

既に掲載いただいている市町村様もいらっしゃいますが、各市町村様のホームページ等で、この相談窓口や、夜間相談の実施についてお知らせいただくとともに、こういったバナーなどもどこかに貼っていただくと大変ありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料の右側に移させていただきます。

こちら企業向け支援の括りになりますが、男性の育休取得を推進する企業の表彰を行っております。

この表彰の趣旨・目的は、単に男性の育休取得を推進するだけではなく、男性の育休取得をきっかけに、業務の分担や、そもそも業務そのものを見直したり、効率化に繋がったりといった組織に変革をもたらすこと

を期待するものでございます。

こちら令和6年度に「埼玉 PX 大賞」としてスタートして、昨年度までに 2 回表彰を行ってきましたが、今年度は名称を「パパ育休から始める埼玉職場改革大賞」と変更して実施いたします。「PX」という内容も端的で良かったのですが、より表彰の趣旨がわかりやすく、親しみやすい名称としたことで、表彰の知名度を上げていきたいと考えております。

中段に第 2 回の実施結果を掲載しております。

受賞者は 11 月の下旬に知事公館で表彰式を行いました。

第 2 回の受賞企業は表のとおりで、貴市町村管内の企業さんはいらっしゃいますでしょうか。

大賞受賞された行田市のサーパス工業株式会社様は、社長さんがおっしゃるには、「お互い様の社風を作りたい」と考えて、就任以来十数年取り組んでこれ、その中で様々な仕組を構築されてきたという話を伺いました。

例えば、個人の年度目標に育休取得者の業務をサポートするという担当業務を設定して、円滑な業務引継に繋がるとともに、サポートする従業員の方も適切に評価をする、そういったことで、全体的に育休を支援する体制を構築する。また、各自の作業習得状況が見える化し、習得者が少ない業務を戦略的に個人の目標に設定することで、多能工化を推進して、誰もが休める職場環境を作るなどが、表彰にあたっては評価されました。

その他もいろいろ受賞企業様は面白い取組をされていますが、時間の関係で割愛させていただきますが、ホームページに掲載しておりますので、よろしければ後ほど御覧いただければと思います。

こちらについても市町村の皆様へお願いですが、現在第 3 回の募集をしております、8 月 31 日締め切りでございます。管内で、男性の育休取得に積極的な企業様がいらっしゃいましたら、ぜひ御応募をお勧めいただけますようお願いいたします。

受賞企業にとっては、イメージアップに繋がりますし、県としましても、他の企業へ取組の普及、横展開を図っていく中で、積極的に PR をさせていただきたいと考えております。

ぜひ、貴市町村の方から、次の受賞企業を出していただいて、一緒に PR に繋がっていただければと思っておりますので、広報・周知の方もさらなる御協力をいただけますと幸いです。

議題(8)その他

1. 朝のこどもの居場所づくりモデル事業の実施状況

こども支援課 こどもの居場所担当主幹から説明

説明資料：資料8

まず、補助事業の概要についてです。

当事業は、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」解消に向けて、小学校等でこどもを預かる「朝のこどもの居場所」づくりモデル事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

実施期間は令和7年度・令和8年度の2年間です。来年度については現時点では未定となっております。

補助内容は、「見守りを実施する者の人件費」、「環境整備のための経費」、例えば利用登録証や鍵等の消耗品費など、また、これらを委託する場合の委託費などになります。

補助基準額は1校あたり 200 万円で、こちらを上限に補助所要額の 2/3 を負担するものでございます。

次に、今年度の実施状況についてです。

モデル事業としては現在6市町で実施又は今後実施する予定があります。

簡単に各項目を説明いたします。

実施場所は小学校に隣接する生涯学習施設、小学校内外の放課後児童クラブ、体育館、児童館などで、予定を含め各自治体1校から11校で行います。

実施時期は現時点で5市町が開始しており、9月以降はすべての市町で開始する予定です。

運営団体(委託先)は、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人、また、人材派遣となりますがシルバー人材センターなどです。

開所時間は7時から8時、開所頻度は週5日もしくは利用者がいる場合のみで実施しております。また、一部自治体で夏休み、冬休みなど長期休業中も実施することとしています。

実施場所に配置する見守り員は 2～3 名で、いずれも資格要件は設けておりません。

利用要件として、一部自治体で学年や保護者就労状況などを設けています。

また、利用料の徴収も一部自治体で行っています。

最後に資料にはありませんが、利用実績について一部市町村から回答があったので申し上げます。最新値である令和8年5月1日の利用平均人数は1か所当たり 1.8 名、最も多い小学校で 6.3 名となっております。最も多い日ですと、9名の実績がございます。

各市町村の来年度の実施状況については、先日照会し御回答いただいたところですが、今後、新たに朝のこどもの居場所づくりを実施する場合には、随時情報提供いただきたく存じます。

議題(8)その他

2. 店舗フードドライブの紹介

こども支援課 こどもの居場所担当主幹から説明

説明資料:資料9

本フードドライブ事業は、セブン-イレブンジャパンが埼玉県の子どもの居場所等の運営を支える地域ネットワークづくりの趣旨に賛同し、加盟店でのフードドライブ実施事業を通じて連携することとなったものです。

事業内容としては、セブン-イレブン店内に回収ボックスを設置し、フードドライブで集めた食品等を地域内のこどもの居場所やフードパントリーに寄付をするものであり、2023 年度から開始し、今年 5 月末現在、10 市 234 店舗で実施しています。今後も県内での拡大を予定しているため、関心のある御担当者様はこども支援課まで御連絡ください。

なお、実施にあたってはいくつか条件があるため、ここで簡単に説明させていただきます。

まず、契約形態についてですが、本部用と固定用の2種類の契約が必要となります。契約対象は市社会福祉協議会や NPO など法人格を有する団体、あるいは自治体となります。

次に物品責任についてですが、回収ボックスに食品が入った時点で、その責任は支援団体に移ることになります。

最後に回収頻度についてですが、寄贈量にかかわらず定期的な回収が求められます。

以上の 3 点を御承諾いただくことが、加盟店とのマッチングの条件となります。

もし実施する場合、準備にはおよそ5～6カ月を要することに御留意いただきたいです。

説明は以上になりますが、円滑にマッチングできれば、継続的にこどもの居場所やフードパントリーへ食品等の寄附が行われることとなります。

例えば、志木市は市がセブン-イレブンと協定を結び、本フードドライブ事業を行っています。担当者の方にお話を伺ったところ、「寄附先のこども居場所団体はもちろん、生活困窮者に向けた支援という意味で、市にとってもありがたい事業。食品の回収に課題はあるものの、もっとこの仕組みが広がってほしい」とのことでした。

ぜひ本事業の活用を御検討いただきたいものになります。

なお、少子化対策協議会の資料は県のホームページに掲載をいたしますが、こちらの資料については掲載いたしません。御必要な場合にはこども支援課まで御連絡をください。

議題(8)その他

3. 県の事業に対する周知のお礼

こども政策課長から説明

説明資料:資料9

日頃から県のこども政策の推進につきましては、御理解・御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。最後になりますが、この場をお借りしまして、県こども政策課及びこども支援課の事業について、市町村の皆様へ御協力をいただいていますことについて、一言お礼を申し上げます。

「こどものこえ」事業につきましては、市町村広報誌等での周知について、こども政策担当課や広報課などの皆様へ大変御協力いただきました。

また、「埼玉県こども会議」や「中高生わくわく保育体験 3Days」につきましては、各市町村教育委員会の御協力をいただき、管内小中学校の児童や生徒の皆様、保護者の皆様へ周知をいただきました。

いずれの事業も、県全体から大変多くの御応募をいただくことができました。

多くの県民の方が事業に興味を持ってくださったのも、皆様の御協力があったことでございます。本当にありがとうございました。

引き続き、県事業への御理解や御協力をいただきますと大変ありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

4 閉会